第3次京都市産業廃棄物処理指導計画後の次期方針について

1 方向性

現行の第3次京都市産業廃棄物処理指導計画(以下「第3次計画」という。)は、平成23年度から令和2年度までの10年間の計画であり、循環型社会の構築に向け、本市として産業廃棄物行政を積極的に推進していくための方向性を示し、排出事業者、処理業者、市民と共に取組を進めていくための指針です。

第3次計画後の次期方針を令和2年度に策定するに先立って、今年度は、産業廃棄物排出事業者実態調査*を行い、産業廃棄物の発生量、再生利用量及び最終処分量、排出事業者や処理業者の意識(適正処理や減量・再資源化に対する意識等)等について把握し、次期方針を検討するための基礎資料とする予定です。

* 平成8年度,平成13年度,平成20年度,平成25年度と概ね5年ごとに実施

2 「次期方針」の概要

(1) 策定時期

令和2年度内

(2)検討の主な視点

- ア 排出事業者と処理業者の連携
- イ リサイクルの更なる推進
- ウ 事業系一般廃棄物施策との連携・融合

(3) 具体的な検討事項(案)

- ア プラスチック類の輸出規制への対応
- イ リサイクルの推進(製造やサービス等の排出事業者)
- ウ 電子マニフェストの導入促進
- エ ICTを活用した産業廃棄物の処理の推進
- オ 3 R推進のための排出事業者と処理業者との連携・協働
- カ 産業廃棄物に関する各種情報の共有
- キ 収集運搬・処分の低炭素化
- ク 高度なリサイクル技術を有する施設の整備の促進
- ケ 新素材等の処理に関する技術の確立
- コ 労働力不足に対応するための生産性の向上
- サ 産業廃棄物の処理に対する正しい理解を深めるための啓発
- シ 人や社会、地球環境、地域に配慮したエシカル消費の推奨
- ス 地域社会と産業廃棄物関連事業との共生



処理

業者

行政

法令と計画の関係

1 一般廃棄物及び産業廃棄物の計画の策定義務

	法定	任意
都道府県	都道府県廃棄物処理計画	_
市町村	一般廃棄物処理計画	産業廃棄物処理指導計画(方針)

2 本市の産業廃棄物処理指導計画と他の関連計画との関係

